

沖縄振興開発金融公庫において債務の株式化（DES）業務 が可能となったことについて

平成25年11月11日

内閣府

平成 25 年 9 月 20 日

中 小 企 業 庁

小規模企業活性化法が本日施行されました。

本年 6 月 17 日に第 183 回通常国会にて成立、同 21 日に公布されました「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」が本日施行されました。

本法律では、小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講じています。

1. 法律の背景・目的

我が国に存在する 420 万の中小企業のうち、約 9 割、366 万に及ぶ小規模企業は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有しています。

しかしながら、小規模企業は、資金や人材等の経営資源の確保が特に困難であることが多いこと等を背景に、近年、企業数・雇用者数ともに他の規模の企業と比べても減少しています。

このような状況を踏まえ、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進します。

2. 法律改正の概要

(1) 中小企業基本法の改正

小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、「基本理念」と「施策の方針」を明確化するとともに、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定します。

(2) 中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正

小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定します。

(3) 中小企業信用保険法の改正

資金調達の円滑化を図るため、信用保証の対象に電子記録債権を活用した資金調達(電子記録債権の割引等)を追加します。

(4) 中小企業支援法の改正

ITを活用して、専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う者を国が認定し、(独)中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講じます。

(5) 下請中小企業振興法の改正

下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講じます。

(6) 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の改正

事業再生促進のため、(株)日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、債務の株式化業務(DES)を追加します。

(7) 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

小規模企業に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成制度を廃止します。

(※施行期日は、十分な周知期間・準備期間を確保するため、平成27年3月31日としています。)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 企画課長 蓮井

担当者:利根川、鈴木、疋田

電話:03-3501-1511(内線:5231)

03-3501-1765(直通)

1. 背景

- (1) 中小企業の約9割を占める小規模企業は、経営資源が脆弱なため、近年、企業数・雇用者数ともに大幅に減少している。
- (2) 他方、小規模企業は地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有している。
- (3) このため、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、施策を集中して講ずることが急務となっている。

2. 法律の概要

- (1) 中小企業基本法を改正し、小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、「基本理念」と「施策の方針」を明確化する。
また、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定する等の措置を講ずる。
- (2) あわせて、中小企業支援法等の関連法を改正し、①ITを活用して専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う事業の推進、
②下請中小企業の取引先開拓支援、③資金調達の円滑化等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

A. 中小企業基本法等の改正

- (1) 中小企業基本法の「基本理念」に、**小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」**を規定する。
「施策の方針」にも、小規模企業の活性化を明記する。
また、中小企業施策として今日的に重要な事項として、**①海外展開、②ITの活用、③事業承継の円滑化等**を新たに規定する。
- (2) 関係する個別法律において、**小規模企業の範囲の弾力化**を図る。
(中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)
(参考)小規模企業:従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)

B. 小規模企業の活性化に資する施策の充実

- (1) 資金調達円滑化のため、信用保証の対象に**電子記録債権**を追加する。(中小企業信用保険法)
 - (2) **ITを活用して、小規模企業等に対し、専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う者を国が認定し、(独)中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる。**(中小企業支援法)
 - (3) **下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画**を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる。
(下請中小企業振興法)
 - (4) **事業再生促進のため、(株)日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、債務の株式化業務(DES)**を追加する。
(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法)
- ※ なお、小規模企業に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成制度を廃止する。(小規模企業者等設備導入資金助成法)

地域経済の安定に寄与する小規模企業
北極しろくま堂 (従業員7名)

- ・スリング(抱っこひも)やおんぶひもなどのベビー用品を製造・販売。
- ・子供への愛情と、安全で負担の少ない子育ての両立に貢献。



グローバルに成長している小規模企業
二葉 (従業員12名)

- ・江戸時代から伝わる技術(東京染小紋)を活用したスカーフなどの新商品を開発。
- ・フランスなど欧州を中心に約20ヶ国で販路を開拓。



		1999年	2009年	減少数/減少比
企業数	中小企業	484万社	420万社	▲64万社 (▲13%)
	うち 小規模企業	423万社 (87%)	366万社 (87%)	▲56万社 (▲13%)
従業員数	中小企業	3,120万人	2,834万人	▲285万人 (▲9%)
	うち 小規模企業	1,098万人 (35%)	912万人 (32%)	▲186万人 (▲17%)

1. 小規模企業の意義を踏まえた「基本理念」の明確化、小規模企業に対する「施策の方針」の規定

- 小規模企業が、地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという重要な意義を、「基本理念」に規定。
- 「小規模企業に対する中小企業施策の方針」として、以下の方針を規定。
 - ① 地域における多様な需要に応じた小規模企業の事業活動の活性化を図ること。
 - ② 成長発展の状況に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。
 - ③ 金融、税制、情報の提供等について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。(③は、現行の配慮規定と同旨)

2. 中小企業施策として今日的に重要な事項の規定

- ①女性や青年による創業の促進、②海外における事業の展開を促進、③情報通信技術の活用の推進、④事業の承継のための制度の整備を「基本的施策」の関係部分に規定。

1. 小規模企業の範囲の弾力化

- 小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定。
※「小規模企業共済法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」についても、同趣旨の改正を行う。

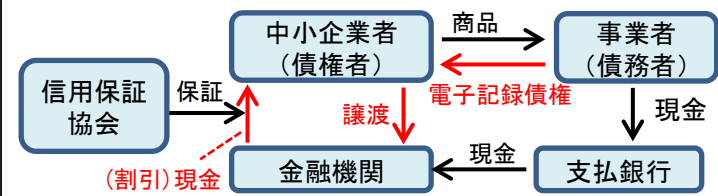
2. 普通保険等に係る債務の保証の対象の拡充

- 中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図るため、電子記録債権の割引等を新たに信用保証の対象として追加。

◆電子記録債権

- ・債権債務の関係を電子記録化した、手形や売掛債権とは異なる新たな金銭債権
- ・平成20年12月に施行された電子記録債権法に基づき創設

スキーム（電子記録債権の割引）



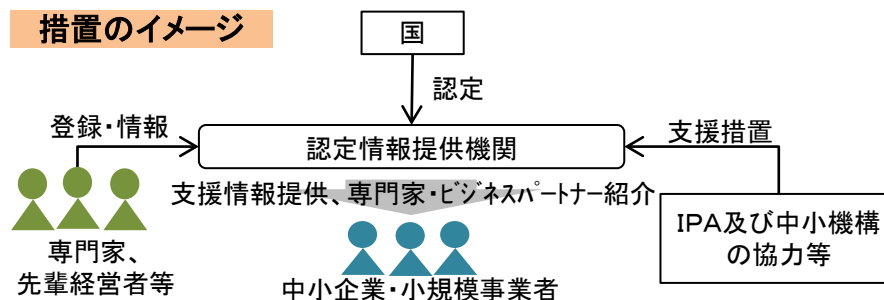
1. 「認定情報提供機関」の創設

- ITを活用し、中小企業・小規模事業者役に役立つ以下の情報を提供する者を、情報セキュリティ対策が適切になされていること等を要件として、国が「認定情報提供機関」として認定する仕組みを創設。

【提供する情報】

- ① 国・都道府県等による中小企業向けの支援情報。
- ② 中小企業の経営支援を行う専門家についての情報。
- ③ 中小企業の事業活動のパートナーについての情報。

措置のイメージ



2. 支援措置

- 上記の「認定情報提供機関」に対して、以下の支援措置を講ずる。
- ① 認定情報提供機関が社団法人等である場合に中小企業信用保険法を適用。
- ② (独)中小企業基盤整備機構(中小機構)による協力。
- ③ (独)情報処理推進機構(IPA)による協力。

【参考】予算上の措置

中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業 【平成24年度補正15億円、平成25年度当初48億円】

下請中小企業振興法の一部改正の概要

1. 「特定下請連携事業計画」の創設

- 下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を、国が「特定下請連携事業計画」として認定する仕組みを創設。

2. 支援措置

- 上記の「特定下請連携事業計画」の認可を受けた事業者に対して、以下の支援措置を講ずる。
- ① 中小企業信用保険法の普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠の設定。
- ② 資本金3億円超の下請事業者等を中小企業投資育成(株)の投資対象に追加。
- ③ 下請企業振興協会による下請取引あっせん等の協力。

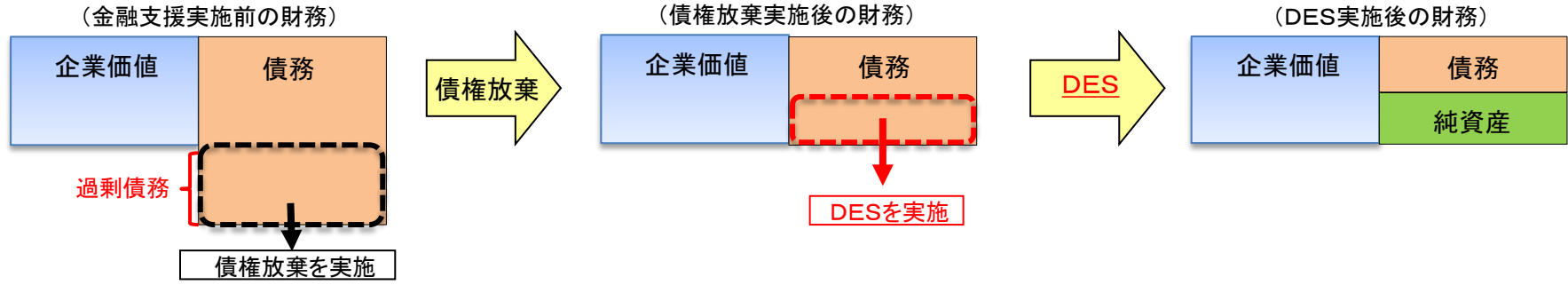
【参考】予算・金融上の措置

- ① 下請中小企業自立化基盤構築事業
【7億円(内数) 補助上限:2,000万円 補助率:2/3】
- ② 日本政策金融公庫による融資
【低利融資制度:特別利率③】

株式会社日本政策金融公庫法の一部改正※の概要

※沖縄振興開発金融公庫法においても同様の措置を講ずる。

- 民間金融機関等と協調して、中小企業・小規模事業者の早期事業再生を支援するため、公庫の業務に債務の株式化(DES)を追加。



◆債務の株式化(DES)

企業の債務(デット)を企業の資本(エクイティ)に交換する(スワップ)こと。経営不振に陥っているが、再建の見込みがある企業に対して金融機関が保有する貸付金を株式に振り替えることで、その企業の財務内容を改善し、企業再建を図るもの

◆日本公庫における再生支援の取組状況

日本公庫は、再生支援への取組として、平成20年度以降、266件の債権放棄等、46件のDDSを民間金融機関と協調し実施

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止の概要

- 経営支援と一体的な小規模事業者向けの金融支援が抜本的に強化された一方で、小規模企業者等設備導入資金助成制度は、資金ニーズの変化に十分対応できておらず、利用実績が低迷しているため、今般、国の制度としては廃止。

都道府県による小規模企業者等設備導入資金助成制度の利用状況

- 貸付・貸与の両方を実施している道県は、19のみ。

- 11の都府県は資金貸付・設備貸与とも実施していない。

	貸付	貸与		貸付	貸与		貸付	貸与
北海道			山梨県			岡山県		
青森県			静岡県			広島県	×	
岩手県			愛知県			山口県		
宮城県			岐阜県	×		徳島県		×
秋田県			三重県		×	香川県		×
山形県	×		富山県		×	愛媛県	×	×
福島県			石川県			高知県	×	
茨城県		×	福井県	×		福岡県		
栃木県	×	×	滋賀県	×	×	佐賀県	×	
群馬県	×	×	京都府	×		長崎県		
埼玉県	×	×	奈良県			熊本県	×	
千葉県			大阪府	×		大分県	×	×
東京都	×	×	兵庫県			宮崎県		×
神奈川県			和歌山県	×	×	鹿児島県	×	×
新潟県			鳥取県	×	×	沖縄県	×	
長野県	×	×	島根県	×				

×: 事業を休止

小規模企業者等設備導入資金助成制度の資金の流れ

